



会員の皆様へ

マイナンバー(個人番号)についてのお知らせ



社会保障・税番号制度として、**本年（平成28年）1月**からマイナンバー（個人番号）制度の運用が始まりました。



昨年10月から皆様方に「通知カード」が交付され、本年1月から「個人番号カード」が取得できるようになりました。



シルバー人材センターの「**請負・委任**」で就業される方の報酬（**配分金**）は**雑所得**で源泉徴収は行いませんので、マイナンバー（個人番号）の**ご提出の必要はありません！！**



「**シルバー派遣**」で就業される方は、報酬が給与所得となり源泉徴収が必要になりますので、マイナンバー（個人番号）の提出が必要となります。提出方法については、**連合(大シ協)**から**個別にご案内**いたします。



皆様やご家族のマイナンバー（個人番号）は、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。



不正取得の詐欺等が横行していますので、マイナンバー（個人番号）は、必要時以外、他人に教えないようしっかり管理いただきますようお願いいたします。